

発議第3号

種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出する。

平成30年6月26日 提出

平成30年 月 日

提出者 鳥羽市議会議員 尾崎 幹

賛成者 鳥羽市議会議員 片岡直博

賛成者 鳥羽市議会議員 河村 孝

賛成者 鳥羽市議会議員 山本哲也

賛成者 鳥羽市議会議員 中世古 泉

種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書

種子法は、日本の食卓に欠かせないコメと麦、大豆の種子の安定供給を都道府県に義務付けていましたが、3月末で廃止されました。

三重県でも種子法に基づいて、県と農業協同組合と協力して、三重の優良銘柄を多く開発し、安価に販売して農家の生産と販売に貢献してきたところです。

国におかれましては種子法廃止によってこれまでの県のとりくみが後退しないよう格段の予算措置を講じていただきますよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月26日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様